

【重要】若年層(18歳未満)選手の国際移籍手続きについて

2015年3月以降、国際バスケットボール連盟(FIBA)の若年層(18歳未満)選手の国際移籍に関する規程に基づき、加盟団体には申請手続きを行っていただいておりますが、2018年2月より、下記の通り申請書類を変更致しますので、ご熟読の上、手続きを行っていただくようお願いいたします。

記

1. 申請書類変更の背景

- 2015年3月以降、FIBAに対して申請書類の提出を行っているが、申請書類が日本語で記載されているため、FIBAの承認作業に時間を要し、FIBAおよびJBA双方にて速やかに登録手続きを行うことが困難な状況となっている。
- 選手登録が円滑に行えるよう、FIBAと協議の結果、**すべての申請書類を英語で提出**することし、**書類の提出は原則メール**とする。(transfers@basketball.or.jp)

2. 若年層選手国際移籍の前提条件

- FIBAおよびJBAは、若年層選手の国際移籍を抑制することではなく、未成年の選手がバスケットボールをプレー出来る最善の環境を担保すること。また、若年層選手の強化に対する時間と資産を投資するチームを保護することである。
- 18歳未満の選手が日本にて登録を行い、大会に参加するためにはFIBA/JBAの承認が必要。
- 18歳未満の選手の国際移籍の主な目的がバスケットボールに関連するか否かの判断はFIBAの権限であり、申請書類に基づきFIBAが判断する。

3. 申請手続き

- (1) 加盟チームが18歳未満の外国籍選手を獲得した場合、当該チームは当該選手の申請書類をJBAにメールにて提出。**CCにてチームが所属する都道府県バスケットボール協会に写しを送付**すること。
- (2) 都道府県バスケットボール協会は、当該チームからの申請書類を確認し、手続きが行われていることを把握すること。
- (3) JBAは申請書類を受理した後、FIBAに提出し、承認手続きを進める。
- (4) 現状、FIBAおよびJBA間での確認に時間を要するため、**申請書類完備後、JBAは当該選手の登録を暫定的に承認**するものとする。
- (5) ただし、FIBAとの確認後、FIBAにおいて移籍が承認されなかった場合、当該選手の登録を一時保留とし、FIBAの承認が取れるまで大会への出場を不可とする。
- (6) なお、上記の手続きを経ずに、Team JBA登録した場合は、その登録は無効とする。

4. 必要書類・情報

- 18歳未満の外国籍選手の登録を希望する加盟チームは、Team JBA登録を行う前に以下の書類をJBAに提出すること。**2018年2月以降、すべて英語での提出が必要となります。**
 - 1) 若年層選手国際移籍調査票(別添資料①)
 - 2) パスポート顔写真ページの写し(必須)および個人ID(保有する場合)
※個人IDはアフリカ諸国出身の選手は保有している可能性がございます。
 - 3) 母国での競技者登録書(母国にてクラブ等に所属し、ライセンスを有する場合)

- 4) 在留資格証明書(在留カード等)
- 5) 移籍同意書(別添資料②)
- 6) 入学または在学証明書(プロ契約の場合は契約書写し) ※日本語の場合、英訳を添付。
- 7) 代表活動参加同意書(別添資料③)
- 8) 上記以外に JBA/FIBA が提出必要と判断した書類

5. FIBA 内規(別添資料④)での主な留意事項 ()内は条項番号。

- (68) 18 歳の誕生日を迎える前の選手の国際移籍は、加盟国協会および必要に応じ当該選手、チームの調査を経て、事務総長が決定した特例以外は認められない。FIBA 事務総長は移籍が下記(69)または(70)に該当するか決定するために必要な書類を要望する場合がある。
- (69) 国際移籍がバスケットボールと関連すると判断された場合、移籍は認められない。
- (70) 国際移籍がバスケットボールと関連すると判断された場合、移籍の可否は以下の要件により FIBA が決定。
- 新たに所属するチームがセカンドキャリアに向け、適切な学業、職業訓練等の環境を提供すること。
 - 新たに所属するチームが選手に対し、選手が向上するために適切なバスケットボールのトレーニング環境を提供し、プロ選手としての将来に導くこと。
 - 新たに所属するチームは、チームの母国の若者のための適切なトレーニングプログラムを実施していることを証明すること。
 - 新たに所属するチームは FIBA が若年層選手育成支援を目的として設立した基金に貢献すること。
 - 選手、親、新たな所属先および加盟国協会は、当該選手が 18 歳の誕生日を迎えるまでは当該選手の母国の代表チーム活動に学業の妨げにならない限り、準備期間を含めて参加することを書面にて宣誓すること。
- (72) 上記(70)が適用され、移籍が承認された場合、新たな所属チームと前所属チーム間で選手育成に対する補償金に合意しなければならない。金額交渉で折り合わない場合、FIBA 事務総長が適切な保証金額を決定する。金額の決定は主に上記(70)の要件および前所属チームが選手育成のためにどれだけ投資してきたかによるものとする。
- (73) 選手が 18 歳の誕生日または以降に、当該選手を育成してきたチームまたは 18 歳の時点で登録されている団体が最初のプロ契約を締結する権利を得る。
- (74) 上記契約は、国および加盟国協会の法律を遵守し、書面でなければならない。最低 1 年から最長 4 年までの契約であること。契約書の写しは FIBA 事務総長に提出され、機密事項として扱われる。
- (75) もし、選手が契約締結を断り、他国のチームと契約する場合、移籍先と補償金に合意し、FIBA に通知しなければならない。

6. 罰則

- JBA および FIBA 承認を得ていない選手の登録は無効とし、日本国内における試合への出場は認めない。
- 違反等が発覚した場合、チームおよび/または選手は FIBA/JBA により規程に基づき懲罰(罰金を含む)が科される。

7. その他

- 現在、旧書式にて調査票の準備を進めている場合、旧書式での提出も可能としますが、移籍同意書、代表活動参加同意書、入学/在学証明書(プロ選手契約書)等を日本語で記載されている場合は英訳の添付をお願い致します。
- JBA に初めて登録されるすべての18歳未満の選手(外国籍・国際移籍)を対象とする。
- 両親からの書類入手までに時間を有する場合は、入手可能時期を別途 JBA に報告すること。
- その場合、先に選手およびチームは代表活動参加合意書に署名し、送付すること。
- 基金への寄付、補償金等の支払いまたは請求が生じた場合、JBA を窓口とし、手続きを進める。なお、支払いの際には JBA より当該チームに送金手数料等を含め、請求する。
- 署名が必要な書類(ご両親による移籍同意書および代表活動参加同意書)の原本はすべて JBA に直送すること。

以上

◆別添資料

- ① 若年層選手国際移籍調査票(書式①)
- ② 若年層国際移籍 申請書類 記載方法
- ③ 若年層選手国際移籍調査票(記入見本)
- ④ 移籍同意書(書式②)
- ⑤ 代表活動参加同意書(書式③)